

【畑野町ふるさと納税（寄附）】の募集を始めました

現在は 畑野町を離れて他の地域に住んでおられる
畑野町出身の皆さん、畑野町にご縁のある皆さま。

自分を育ててくれた「ふるさと畑野町」へ自分の意志で納める税金をいくらかでも回すことができる「自治会版ふるさと納税(寄附)」制度が創設されました。

従来からのふるさと納税(寄附)制度で、納税(寄附)先を「亀岡市畑野町自治会」に指定していただきますと、納税(寄附)額の半額が畑野町自治会へ活動交付金として交付され、残る半額は、亀岡市全体の自治推進経費に充当されるという制度です。

畑野町では、少子化・高齢化の渦中であって、30年7月豪雨とそれに続いて襲来した台風やゲリラ豪雨によって大きなダメージを受けました。

防犯・防災・消防資機材の整備充実をはじめ 防犯灯の管理や町内の道路や水路の維持管理等より安心して暮らせる畑野町とするために、また、盆踊りやフェスティバル等の開催などで地域の絆づくり・ふるさと力の強化に努めています。

しかし、住民からの会費のみではその活動も限定せざるを得ない状況にあって、自治会運営に苦慮いたしております。

以前のような元気な畑野町への復興を目指して 懸命になっている畑野町の事情をご推察いただき、畑野町にご縁のある皆さまのご厚志を頂戴いたしたく「畑野町ふるさと納税(寄附)」を始めましたので ご協力をいただきたくご案内させていただきます。

ふるさと納税の方法等、詳しくは亀岡市ホームページを検索してください。

※ 亀岡市ホームページ <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>



「ふるさと亀岡自治活動応援交付金」

[jichi/m/documents/furusatokameokajichikatsudou.html](https://www.city.kameoka.kyoto.jp/jichi/m/documents/furusatokameokajichikatsudou.html)

※ 振込用紙のご請求・お問い合わせは、畑野町自治会までお願いします。

☎ 0771-28-2752 (平日； 9:00～15:00)